

令和5年度の国際希少野生動植物種の追加について

1. 種の保存法に基づく国際希少野生動植物種の指定について

- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「種の保存法」という。）においては、国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種（国内希少野生動植物種を除く。）を国際希少野生動植物種に指定し、その譲渡し等を規制している（国内取引規制）。現在、812種類が国際希少野生動植物種に指定されている。
- 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」（以下「ワシントン条約」という。）の附属書I掲載種は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（以下「施行令」という。）において、国際希少野生動植物種として指定される。

2. 施行令改正の概要

- 令和4年11月、パナマシティ（パナマ）において、ワシントン条約第19回締約国会議が開催され、ワシントン条約の附属書Iが改正された（令和5年2月23日発効）。これを受けて、国際希少野生動植物種の追加等を行うため施行令を改正したところであるが、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第29号）の公布日（令和5年2月3日）以降に、*Pachypodium windsorii*（パキユポディウム・ウィンドソリイ）1種が附属書Iに新たに掲載されることが決められたため、今般、当該種を国際希少野生動植物種として追加する。

3. スケジュール（予定）

- 12月18日（月）よりパブリックコメントを開始。パブリックコメント終了後には、速やかに指定に向けた手続きを進める予定。